



滿洲輸入株式會社業務案内

滿洲輸入株式會社



B-18

滿洲輸入株式會社業務案內

滿洲輸入株式會社

B-18

# 滿洲輸入株式會社業務案內

## 目次

緒

言

一、滿洲輸入株式會社設立の趣旨

二、滿洲輸入株式會社と各種機關並に施設との關係

(1) 會社と滿洲輸入組合聯合會との關係

(2) 會社と南滿洲鐵道株式會社との關係

(3) 會社と各地輸入組合との關係

(4) 會社と滿洲見本市との關係

三、滿洲輸入株式會社の組織並に事業

(1) 會社の組織及内容

(2) 會社の事業

(イ) 各種商品の賣買の仲介並に保證行爲

(ロ) 各種商品の賣買、委託並に特約販賣

(ハ) 資金の貸付

(ニ) 貿易館及共同店舗の經營並に貸付

(ホ) 運送、倉庫、通關代辦及代理

(3) 會社の出張所と其の機能

附

記

一、滿洲輸入組合聯合會各地所在地並に理事氏名

|                        |    |
|------------------------|----|
| 二、會社經由註文成約に關する事項……………  | 一四 |
| (1) 註文及成約……………         | 一四 |
| (2) 成約の履行……………         | 一五 |
| (3) 註文品の受渡並に代金の支拂…………… | 一五 |
| 三、對滿輸出業者の注意すべき事項……………  | 一六 |
| (1) 邦商に關する事項……………      | 一六 |
| (2) 滿商に關する事項……………      | 一七 |
| (3) 滿人の好む色彩並文様……………    | 一八 |
| (4) 滿洲に於ける通貨……………      | 二三 |

緒 言

この冊子は、新設滿洲輸入株式會社の設立趣旨、組織並に事業、及び本會社と滿洲輸入組合聯合會、各地輸入組合との關係其他を掲げ、本會社に對する正しき認識を一般關係者各位に求めむに欲し作製したものであります、特に滿洲に於ける日滿兩商との取引に付て注意すべき要項を參考迄に記述して置きました、將來滿洲其他に販路擴張を希望せらるる向は、是非一讀を願ひます

## 一、滿洲輸入株式會社設立の趣旨

滿洲に於ける一般經濟界は滿洲國の建國を契機として異常なる進展を示し、殊に輸入貿易に至つては康徳元年には實に六億圓に上り、未曾有の茂盛を見、内日本よりの輸入額は大同元年には一億九千萬圓、大同二年には一躍して三億四千萬圓に上り、十七割云ふ異常なる發展を示し、實に全輸入額の六六%を占め、更に康徳元年に至りては四億九百萬圓、輸入總額の約七〇%に相當して居ります

之れを雜貨貿易上より見るに、大同元年の輸入總額二億圓より大同二年に於て二億九千萬圓に上り、更に康徳元年には三億一千萬圓の巨額に躍進し、年々歲々其の躍進の度を強めて居り、内日本よりの輸入額は其の七〇%を見て大同元年一億四千萬圓、大同二年二億圓前後、康徳元年には二億一千萬圓見當のものが輸入せられたものと見做すことが出来、滿洲市場に於ける日本商品は、今や燎原の火の如き勢を以て市場を席捲し、外國品を驅逐しつつあるところであります

次に輸入組合の現状を見るに、同組合は滿鐵會社の絶大なる後援の下に昭和三年以降逐次沿線主要都市十七箇所に設立せられ、時として一進一退の苦杯を嘗めしことあるも、漸次基礎確定し、更に今次の

滿洲國建國に伴ふ經濟界の進展につれ近年著しき發展を遂げ、今や組合員一千三百名、滿鐵無利息融資金三百四十萬圓大藏省低資百五十萬圓の外に、組合員出資額二百五十萬圓、組合積立金五十一萬圓を保留運用し、組合員の年額取引高實に一億五千萬圓に上る盛觀を呈し、茲に全く其の地歩を確立した次第であります

以上の趨勢は日本の對滿貿易並に輸入組合員の爲に輝かしい未來を物語るところなれども、滿洲建國景氣、乃至はインフレ景氣に負ふところ亦多大なるものあるのみならず、將來諸外國の滿洲國承認に伴ひ是等諸外國との對立關係も豫想せられ、從て前途必ずしも樂觀を許さざるところあるを以て、これ等の不安に先ち、仕入の合理化、販路の擴張強化を圖り以て本邦商品の全滿進出に邦商の搖ぎなき地歩を確立し、將來に備ふる必要があります、本會社設立の趣旨は實に此の點に存し、本邦商權の普及確立を計るに共に、一層日滿商業者の相互依存關係を緊密化せしめ、眞に日滿プロック經濟の確固不動なる礎を確立せしむべき重大使命を有して居るのであります

## 二、滿洲輸入株式會社と各種機關並に施設との關係

### (1) 會社と滿洲輸入組合聯合會との關係

本會社は滿洲輸入組合聯合會の投資によりて其の附屬機關として設立せられたるもので主として從來同會の業務の内仕入斡旋關係業務を繼承し、これに附帶せる事業並に施設を實施することとなつたもので、隨て聯合會は其の所屬各地輸入組合を統制指導し、滿洲見本市の主催其他聯合會固有の公益的業務を遂行することは従前と何等變ることなく、又會社を監督指導し業務上の連絡を密接にし、組合と會社の便益を圖るものであつて従前の業務の上に更に百尺竿頭一步を進めたものであります

#### (2) 會社と南滿洲鐵道株式會社との關係

滿洲輸入組合聯合會は滿洲各地輸入組合の統制機關として南滿洲鐵道株式會社と密接なる關係を有して居ります、而して本會社は聯合會の附屬機關として設立せられたる關係上亦南滿洲鐵道株式會社は絕對不離の關係に置かれてゐるところであつて、本會社重役中に特に同社より一名選任せられたることは、この邊の消息を雄辯に物語るるところであつて、同社は本會社設立に當り、其の資金關係はもとより、倉庫並に貿易館の設置に當り其の所要の敷地、設備等につき本會社の爲に多大の便益を供せられたるものであります、又今後とも同社の絶大なる御後援のあることは論を俟たないところであります

#### (3) 會社と輸入組合との關係

輸入組合と會社との間に於ては相互契約を結び、從來組合が實施せる仕入斡旋業務は、總て之を絶對的に組合保證の下に會社を経由する事に定め、會社は更に之を保證して賣主に註文する仕組になつて居りますから、將來の組合經由取引は、賣買兩者の中間に於て組合と會社が二重保證の責任を負ふこととなります、隨て賣主は何等の不安もなく賣込が出来ることとなります

#### (4) 會社と滿洲見本市との關係

滿洲見本市は滿洲輸入組合聯合會事業の一にして本年を以て第六回を重ね、更に日支貿易の振興を目的として昨年試みに開催せる天津見本市も本年第二回を開催するに至り、今後共聯合會固有の事業として繼續する筈であります、而して見本市に於ける取引に關しては會社は常に主催者と連絡し、賣買兩者の爲めに輸入組合並に會社經由取引による完全なる取引の斡旋に努めます

### 三、滿洲輸入株式會社の組織並に事業

#### (1) 會社の組織及内容

本會社は滿鐵會社の絶大なる援助を得、滿洲輸入組合聯合會の投資による金四拾萬圓全額拂込済の株

式會社であります、今後必要に應じ漸次増資の豫定であります。従つて一般株主を有せず滿鐵會社、滿洲輸入組合聯合會、各地輸入組合より僅かに法定數の株主を選び設立せられたるものであつて、之が經營は滿鐵會社の指導監督の下に輸入組合事業の發展並に日滿貿易振興を圖るを目的とし、定款所定の事業を遂行するところではありますが、株主に對する配當を要せず、其の利益金は一般營業費と準備金に繰入れれば足りる譯で、設立に際し特に營利法人を選んだのは業務遂行上便ならしめる爲めで、會社の業務は公益法人と同一なる精神に期り營利を目的とする普通商事會社とは趣を異にしてをります。本會社の役員は左の通りであります。

取締役社長 山中 繁 雄 (滿洲輸入組合聯合會理事長)

常務取締役 霍田 忠 雄 (大連輸入組合理事)

常務取締役 田邊 義 明 (滿洲輸入組合聯合會常務理事)

取締役 星野 龍 男 (南滿洲鐵道株式會社地方部商工課長)

取締役 東 一 郎 (滿洲輸入組合聯合會理事)

監査役 久末 吉 次 (新京輸入組合理事)

## (2) 會社の事業

監査役 合 田 德 松 (奉天輸入組合理事)

本會社の事業は其の範圍廣汎に亘り、短年月に於ては之が完璧を期すること困難であります、一般狀態に鑑み適切妥當を認めらるるものより漸を逐ふて其の機能を發揮する豫定であります。

### (イ) 各種商品賣買の仲立並に保證行爲

輸入組合が従來行つて來た仕入斡旋は所謂斡旋の範圍を超へず、法的保證行爲は定款に悖るの故を以て不可能であつたのでサイト附取引の場合に於ては手形の運用に依る金融上の利益を享受することが極めて僅少であり、これが爲め現金取引と同様な最低採算を以て賣買兩者の提携を圖ることが困難なる事情にあつたのであります。此の缺點を補ふ爲めに會社は支拂手形の參加引受を實施し賣主に對して手形割引による金融の途を開くと共に、賣主に於て代金決済に關し不安を抱くが如き事項一切を除去し、圓滑なる取引を誘導せんとするものであります。而して本仲介並に保證行爲は、輸入組合員のみならず汎く一般邦商並に滿華商の依頼にも應ずることがあります。

右の仲介竝に保證行爲による輸入組合竝に會社の取得する保證料竝に手数料は合算して當分の間取引金額の二歩を標準と致します、本歩合は標準歩合でありますから商品の性質、取引高の多寡其他の事情に應じて幾分の高下は免かれませぬ

(ロ) 各種商品の賣買、委託竝に特約販賣

當分の間會社は直接一般的商品の賣買を行ふ事を避け、委託竝に特約販賣の程度に止めます

(ハ) 資金の貸付

積極的資金の貸付を行はず、仕入保證手形に對して已を得ざる事情により、一時立替拂を必要とする場合に限り之が貸付をなす事を原則として居ります

(ニ) 貿易館及共同店舗の經營竝に貸付

昭和十年度に於ては哈爾濱貿易館を開設し貸倉庫、貸事務所竝に見本展示會場等として利用し、又二年を逐ふて滿洲並に北支方面主要都市にこの種の貿易館並に共同店舗の建設又は施設をなし、將來本邦商品の大量販賣網を布く豫定で居ります

(ホ) 運送、倉庫、通關代辦及代理

1. 運送  
運送業は當分の間直接行はず、指定運送店と特殊契約を締結し、低廉、確實、迅速を旨とし之が監督を嚴重に遂行致します

2. 倉庫

倉庫の運用は商業振興上基礎的要諦なるに鑑み本會社の諸施設中最も重大使命を帯びて居る一つであります、仍而昭和十年度に於ては大連に約九百坪の倉庫を建設し、商品の保管方法を合理化し、賣買兩者の爲めに低廉にして而かも便宜且つ確實に取扱ひ得る方策を樹て、漸次主要都市に之を及ぼし、商品配給上完全なる機能を發揮する豫定であります

3. 通關代辦及代理

外國取引に於て賣買兩者の常に苦痛とする所はその通關關係であります、然し之は賣買兩者が通關に必要とする税率其他諸手續に對する適確なる知識の不足と税關當事者の求むる精神を了得しない結果に基くものが其の最と思料せられます、本會社は之が公平にして迅速なる斡旋事務を行ひ、税關當局とも完全なる連絡を保ち、通關の圓滑を期し不満を一掃せんとするものであります。然しな



から本業務は簡單に行ひ得るものではありませんから、先づ賣買兩者に對し其の取扱商品に對する通關事務上の知識を與へ、然る後會社竝に會社出張所に於て荷物の検査を行ひ得る程度のものより取扱ひ、逐次一般轉旋商品に普及する豫定で、當分の間大連港のみに實施し、將來は安東、營口其他の土地に及ぼしたい希望であります。

(3) 會社の出張所と其の機能

本會社は日滿樞要地に出張所を設け、會社の仕入業務竝に本邦商品販路擴張の爲めに、諸施設を行ふ豫定であります。本項に於ては仕入業務に關するもののみを説明致します。滿洲輸入組合聯合會は現在東京、大阪、名古屋の三箇所に其の出張所を有し、將來は更に樞要なる地に出張所を増設する豫定にて、出張所は

- 一、輸入組合員の仕入斡旋
- 二、生産の状況竝に市況の調査
- 三、見本型録及價格表集受發送
- 四、運賃諸掛低減の交渉

- 五、品質其他約定條件違反等に關する交渉
- 六、見本市竝に委託販賣の斡旋
- 七、代金決済方に付き賣買兩者間の疏通
- 八、生産業者竝に輸出組合との連絡及其の滿洲代理店又は特約店との連絡
- 九、既設代理店、特約店たる輸入組合員の利益擁護、新增設に關する斡旋
- 十、其他重要事項

の業務を掌つて居りますが、右の内會社は仕入斡旋業務竝に之に關聯する事項のみを繼承し、前記聯合會出張所と同一場所に出張所を設け出張所所在地及其の附近都市に對する會社の仕入斡旋は出張所を経由して行ふ事を原則と致します。

而して本會社と新規取引を希望せらるる向は、前記出張所又は各府縣都市の紹介及び調査報告に依り開始する事に定めて居りますから、出張所所在地竝に附近都市の賣主は、充分當該出張所との連絡を緊密にし、仕入、販賣の合理化を圖られ度特に希望致します。

附 記

一、滿洲輸入組合聯合會及各地組合所在地並に理事氏名

聯合會並に所屬各地輸入組合の所在地並に其の理事氏名は左の通りであります

(昭和十年八月一日現在)

|             |           |      |        |
|-------------|-----------|------|--------|
| 大連市羽衣町十番地   | 滿洲輸入組合聯合會 | 理事長  | 山中 繁   |
| 大連市羽衣町十番地   | ”         | 常務理事 | 田邊 義明  |
| 大連市羽衣町十番地   | ”         | 理事   | 東 一 郎  |
| 大連市羽衣町十番地   | 大連輸入組合    | 理事   | 笹田 忠雄  |
| 旅順市青葉町七十二番地 | 旅順輸入組合    | 理事   | 澤田 治三郎 |
| 大石橋大街二八     | 大石橋輸入組合   | 理事   | 小林 才治  |
| 營口新市街西本街    | 營口輸入組合    | 理事   | 佐々木 正章 |
| 鞍山北四條町一番地四號 | 鞍山輸入組合    | 理事   | 阪元 藤三郎 |
| 遼陽昭和通       | 遼陽輸入組合    | 理事   | 道關 與門  |

|                |         |      |         |
|----------------|---------|------|---------|
| 奉天平安通十七番地ノ一    | 奉天輸入組合  | 理事   | 合田 徳松   |
| 撫順中央大街四十二番地    | 撫順輸入組合  | 理事   | 中原 祥光   |
| 本溪湖永利町四番地      | 本溪湖輸入組合 | 理事   | 藤島 鷲郎   |
| 安東縣五番通六丁目三番地   | 安東輸入組合  | 理事   | 石井 保吉   |
| 鐵嶺松島町          | 鐵嶺輸入組合  | 理事   | 下山 恭次郎  |
| 開原大街十四番地       | 開原輸入組合  | 理事   | 關野 芳造   |
| 四平街中央通         | 四平街輸入組合 | 理事   | 中村 太郎   |
| 公主嶺朝日町一丁目六番地ノ二 | 公主嶺輸入組合 | 理事代理 | 海江田 新之丞 |
| 新京三笠町一丁目二十六番地  | 新京輸入組合  | 理事   | 久末 吉次   |
| 吉林江岸滿鐵事務所内     | 吉林輸入組合  | 理事   | 堀井 覺太郎  |
| 哈爾濱埠頭區地段街百二十一號 | 哈爾濱輸入組合 | 理事   | 横田 提壽   |

出張所々所在地及所長

東京市丸ノ内商工獎勵館

滿洲輸入組合聯合會 東京出張所 所長 紀 脩 一 郎

大阪市役所産業部内  
名古屋市中區南大津町千代田ビル内

滿洲輸入組合聯合會 大阪出張所 所長 早瀬頼二  
名古屋出張所所長 岩本 實

一四

## 二、會社經由註文並に成約に関する事項

### (1) 註文及成約

商品註文轉旋の依頼を受けたる時は、輸入組合經由の場合には組合より、特別の事情に依り組合經由に非る場合は買主より保證註文依頼書を徴します、會社は前記依頼に基き會社出張所所在地並に其附近都市に對するものは出張所を通じ、其他のものは會社直接賣主に折衝をなし、註文引受書を徴したる上保證註文移牒書を交付します、但し本保證註文移牒書に註文引受書を同封送付したる場合は、賣主に於て最低採算見積をなし、指定條件が履行出來得るや否やを検討の上註文引受書に記名捺印直ちに會社出張所經由のものは當該出張所へ、其他のものは會社へ發送する事を要します、本註文引受書の受授なき場合は該取引は不成約として處理致します

急を要するものにして電報又は電話にて註文をなしたる場合は即日前記の手續をなし、事後承認の取

扱を致します、保證註文移牒書を會社に送付する餘裕なきときは、輸入組合は會社を代理して註文を發する場合がありますが、會社及組合の責任は一般註文と何等變りはありません

### (2) 成約の履行

賣主は註文引受書記載各項に基き品質、荷造り、積出期限、運送方法に注意し現品は指定個所宛無爲替にて發送し積送書類(船荷證券、保險證券其他)に仕切書(會社出張所經由のものは四通其他のものは三通)を添付し、會社又は會社出張所に送付して載きます

### (3) 註文品の受渡並に代金の支拂

荷物到着後三日以内に左の方法に依り現品受渡並に代金の支拂を致します

#### (1) 輸入組合經由の場合

受 渡……………組合

現金 取 引……………組合より送金す

サイト 付取引……………組合振出の約束手形に會社裏書し送付す

(ロ) 特別の事情に依り輸入組合を經由せず會社直接の場合

一五

受 渡……………會社  
 現金 取引……………會社より送金  
 サイトト取引……………會社振出の約束手形を送附す

三、對滿輸出業者(賣主)の注意すべき要項

(1) 邦商に關するもの

注文引受書記載の通り實行すれば足る譯であります、特に御注意願ひ度いのは左の各項であります

(イ) 品質嚴撰のこゝ

註文品の品質に付ては素より粗悪ならざる様常に注意を拂つて居られるこゝを思ひますが、既送見本並に出張員派遣によつて取引が成立した場合等十二分に注意せられ、少くも既送見本に優るこゝも劣らぬ商品を送るこゝを常に念頭に置かれる様希望致します

(ロ) 出荷期日並に輸送に付て

註文主としては、商品の着後に於ける小賣又は納入の都合を考慮した上で註文を發します、又先物取引に付ても、其季節物の賣り準備をする都合がありますから少くも受註と同時に記載せられたる出荷期日は、絶對的であつて欲しいのであります

荷造を堅牢にし、輸送は完全なる方法を選ばれ度、殊に運賃は商品値段を左右する重要な關係がある、註文主が最も關心を持つ問題でありますから、之が買主負擔の場合であるとしても、賣主としては確實、安全にして低廉なる方法を選ばれる様充分の注意を願ひます

(2) 滿華商に關するもの

本項に付ては特に記述する迄もなく、前項邦商の場合と同様注意せられ度きは素よりであります、滿華商の場合は邦商の如く賣主を大切なる取引先として觀るの情實の行き方なく「商賣は情義不要」を主義とし、如何なる場合でも算盤を第一義とするのが一種の國民性である様に見受けられますので、自然事故發生の程度多く、賣主の立場からするに何事か爲めにせんとする「苦情」の申出も思はれる點なしに限りません、それだけに確實なる品を安く取引することに努めさへすれば商談は極めて簡單に成立して、邦商の場合とは又異なつた妙味もあり、量に於ても相當纏るこゝを強味がある譯です

(3) 満人の好む色彩並に文様

(イ) 色彩

満人の色彩に對する審美眼は一般に幼稚でありますから、間色、暗色といったものより原色を好む風がありますので、我々から見れば「むつごま」「あくごま」を感じるころであります。彼等としては一の民族性より來た色に對する觀念であり、又環境、風土より自然に醸成せられたものでありますから、對滿貿易者としてはこれに迎合する必要が多分にあるのであります

今左に其の色彩を列舉して見ます  
金 色 満人の最も好む色彩で衣類も器物も商標にも又あらゆるものに飾彩して用ひられてゐます

銀 色 これも相當多方面に用ひられてゐます

赤 色 吉徴の表徴として廣く用ひられます

黄 色 漢人種の文明發祥の色と稱して正色として尊びます、從て其の使用される範圍は極めて廣汎であります

藍色綠色 共に濃色程廣く喜ばれます

青 色 廣く一般に喜ばれる色であります

大體に於てこれ等の原色を配して居りますが間色としては大體次の様なものが喜ばれる風が見えます

|                |                |
|----------------|----------------|
| 七四號.....トキイロ   | 八六號.....ウスケシ   |
| 一〇九號.....ハナイロ  | 一一〇號.....カキイロ  |
| 一二三號.....カメノゾキ | 一三〇號.....ミルアイ  |
| 一四〇號.....ウラハイロ | 一四二號.....セイヂイロ |
| 一五一號.....キクヂン  | 一五六號.....コンイロ  |
| 一五七號.....ギンネズ  | (和田三造の色名總鑑に依る) |

白色は凶とし、濹色は棺材の塗色として非常に嫌はれます

(ロ) 文字

文字については矢釜しい民族であります、商店名は殊更吟味を重ねる風があります、其の使用する

文字はいずれも端徴文字であります今其の主なるものを挙げます。

喜、貴、富、福、金、原、利、禮、仁、德、新、鴻、同、生、吉、順、祥、信、瑞、全、盛、興、  
康、厚、錦、廣、隆、白、昌、義、恒、永、安、天、東、華、鳳、元、泰、萬、雙、善、光、會、  
發、中、大、成、茂、老、公、景、壽、震、振、平、惠、謙、延、協、聚、通、維、達、宏、嘉、  
裕、林、誠、美、明、寶等でありまして商號などはこれ等の文字の組合であります、例之「義和公」  
「泰和公」「祐茂達」云ふが如きであります

これに反して又非常に嫌はれる文字があります、即ち

(ハ) 敷 字  
禍、鬼、衰、病、疾、妬、窮、毒、嗜、散、別、苦、痛、惡、失、犯、罪、凶、離、死等であります

日本では奇數を尊び偶數を一般に嫌忌するところではありますが、滿人は反對に偶數を喜びます、從  
て、滿人向の商品なる組合ものは三個五個させず四個六個とする必要がありません

(ニ) 圖 形

一般に直線的のものよりも曲線的、又は圓形のもものが喜ばれ、左右不揃のものよりも、左右相對の

ものが歓迎せられます、衣服の模様など殊更であります

(ホ) 圖 柄

滿人は極めて保守的な民族でありますから、圖柄も亦大體に於て其の取扱はれる範圍があります餘  
り極端な所謂モダンのものは一部人士には或は受けらるるかも知れませんが一般的ではありません  
ん、殊に文字の場合と同様、非常に縁喜を擔ぐところがありますので、この意味からしても舊態を  
脱し得ないところであり、從而陳腐ではありますが彼等の使用し來たものを新時代に順應する  
様圖案化することが必要であります今彼等の愛好するものを列舉致します

鶴、鷹、鳩、孔雀、燕、公鷄、鳳凰、鴛鴦、鵲、金鷄、鹿、馬、象、獅子、虎、豹、山羊、蝶、羊、  
猩々、美人、仙人、英雄(三國史などに記せられた)龍、風景(洞庭湖、西湖等の)水仙、芙蓉、蓮、  
梨、蘭、菊、竹、梅、柳、ばら、桃、木蓮、石榴、百合、海棠、靈芝、松、蔓草、牡丹、古錢、卍、  
雷紋、鏈紋、波紋、壽老人、小兒等でありまして、これ等を各々の縁起、古事で組合せを用ひます、  
例之竹、蘭を配合して君子の交、桃を持つ壽老人を表はして長壽、壽老人に鹿を配してこれ又長壽  
を意味し、石榴に柿又は靈芝を配して「事々良し」の意に用ふる等であります

これに反して龜は絶體に使用出来ません、彼等のこれを嫌ふこと我々の想像以上でありますから、單に圖案としてのものばかりでなく、文字の上にも表はさない方が得策であります

(一) 商標

前に述べました様に非常に滿人は保守的でありますから、一旦信用した商標に對してはこれを老牌として歓迎いたします、これに反して新商標となるを容易に信を置きません。從而商標の變更等は非常に不利になりますから最初入念に研究すべきであります(商號も同様であります)かような風でありますから、老牌として信用を博している商品はご迄も老牌たるの眞價を發揮する様に努力せられ、又新商標乃至新商品を賣込まれる業者は相當の年月間陰忍努力が必要であります。

(4) 滿洲に於ける通貨

滿洲に於ては會て通貨としては舊東北軍閥關係に於て發行していた通貨が雜然として通用し、而も各地毎に流通貨幣の範圍があつたので非常に不便を醸して居りましたが、滿洲國の國礎が固くなつた今日では、國內に於ける幣制は中央銀行により統制せられて、貨幣換算の煩細、乃至は其の幣價の不合理な變動から救はれて居ります、今滿洲に於ける通貨について概説を試みます

一、國幣

滿洲國法貨であつて大同元年七月滿洲中央銀行の創設により舊通貨を廢棄しこれに代るべく銀本位を以て發行したものが國幣でありまして、現在では其發行額大約一億七千三百萬圓であります  
同行では補助貨として一角(拾錢)五分(五錢)の二種の白銅貨及一分(一錢)五厘の二種の青銅貨を發行されて居り、これ等の總額は現在では壹千七百三十萬圓で、大體國幣の一割に相當するものを發行して居ります

國幣は今では全滿に流通して居りますが、關東州内では、只稅關等滿洲國官廳關係に於てはこれを以て本體とするのみにて、一般に流通致しません

二、金票

朝鮮銀行發行のものであつて、申す迄もなく金兌換券で日本の法貨であります、これは關東州内はもとより、全滿に流通し、在滿邦人はもとより滿人にも廣く流通致します

尙日本銀行の兌換券も同様に流通致しますが、これは其額にして少額であります

三、其他

右の外關東州内支で而も滿人間にのみ通用する小洋錢、特産關係のみに關係を有する鈔票、滿人の愛好する大洋錢あるも、今では法貨でないので、これ等の説明は省略します



昭和十年八月二十三日印刷  
昭和十年八月二十六日發行

編輯人

大連市羽衣町十番地  
島崎

茂吉

發行人

大連市伏見町一番地  
山中

繁雄

印刷人

大連市近江町拾七番地  
藤林

江

印刷所

大連市近江町拾七番地  
鐵道印刷所

江

發行所

大連市羽衣町十番地  
滿洲輸入株式會社

電話三三三四三番